大阪市長 横山 英幸 様

> 大阪市対策連絡会議 事務局長 庄司 修 大阪市北区錦町 2-2 国労会館 3 階 大阪労連・大阪市地区協議会気付 TEL 06-6351-9954 FAX 06-6351-9956 mail osksitairen@yahoo.co.jp

2025年度 大阪市予算に対する要望書

1. 大阪府・大阪市一体化条例・規約について

- (1) 府市一体化条例の下で大阪市は主体性を奪われ、大阪府に従属するようになっています。2 度にわたる「住民投票」で大阪市民が下した民意は、大阪市の存続と政令指定都市としての権限と財源を使い、その役割を発揮することです。民意を踏みにじる府市一体化条例・規約の廃止を求めます。
- (2) 府市一体化条例と規約には大阪の成長戦略やうめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等の広域拠点開発やグランドデザイン・大阪などの推進が明記されていますが、それらはいずれも巨額の税金投入が求められる大型開発事業ばかりです。現在進行中の淀川左岸線二期工事や夢洲での万博会場ではそれぞれ数百億円の費用増大が公表されていますが、条例・規約がとりくむ大型開発事業にかかる総事業費や大阪市の負担額について当初予算を大幅に上回ることが予想されていることからその全容を市民に明らかにすることを求めます。
- (3) 大阪市は 2024 年度の予算編成方針で「収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に 負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進める とともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進める」として予算の一層の選択と集中をすすめることをあげています。現状で大企業だけが潤う事業への予算の選択と集中が中心となっている方針を改め、市民の個人消費力を高める施策、中小零細企業や個人商店の営業への支援施策に重点を移すことを強く求めます。

2. 大阪・関西万博開催および IR・カジノ誘致について

- (1) 大阪・関西万博の会場でメタンガス爆発事故が発生し、災害時の避難計画もありません。参加者の安全が確保できない夢洲での開催を中止してください。
- (2) 万博関連に従事する労働者・職員の時間外労働の上限規制を取り払うことを特例で認めないでくだ さい
- (3) 人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。
- (4) 国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を昨年4月に認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるようYouTubeで公開してください。
- (5) スマホで簡単にギャンブルができる状況になり被害が拡大しています。ギャンブル依存が疑われる者の割合の調査結果を踏まえ、直ちにギャンブル依存症対策の強化と予算の増額をしてください。

- (6) カジノ事業者だけを特別扱いする夢洲 3 区の土壌改良費の公費負担をやめ、地盤沈下対策費用など も負担しないでください。
- (7) カジノ用地の賃貸契約について、昨年明らかになった港湾局のメールによって、価格を決める過程で大阪市と複数の不動産鑑定事業者の間で 428 円/1 ㎡という格安価格にする不正が明らかになりました。格安賃料での契約を撤回してください。
- (8) 夢洲は橋とトンネルの二つのアクセスルートしかなく、南海トラフ地震・津波ではトンネルが水没する危険があります。巨大台風・集中豪雨など被害予測とそれぞれの対策について、特に「避難計画」について明らかにしてください。

3. 災害に強い安心・安全の豊かなまちづくりのために

- (1) 大阪市の災害対策について
 - ① 南海トラフ、大阪湾断層帯の地震・津波及び上町断層地震に対する「大阪市の」とりくみ状況を、明らかにしてください。
 - ② 大阪市監査委員会が提出した大規模災害に対する業務継続計画に関する「平成 29 年度定期 監査等結果報告の提出について」によれば、「現状のままでは、本市BCP(大阪市業務継続計 画)が有事の際に機能を発揮しないおそれがある」と報告されています。大阪市としての現段 階での認識を説明するとともに、危機管理室の体制を抜本的に強化し、防災のための職員体制 を強化してください。
 - ③ 地下鉄(大阪メトロ)・地下空間の浸水対策を抜本的に強めること。また、地下空間を利用する地下鉄車両や駅の乗客避難に万全を期すため、大阪メトロとの間で地下空間の防災対策について認識を共通させ一致した方針で対応すること。また、避難計画や避難誘導の進捗状況とともに、地下街に通じる民間ビルへの対策を明確化してください。
 - ④ 大阪市が作成している浸水対策のガイドラインや計画にもとづき、実施した災害訓練の結果 を踏まえ現状の評価と課題を教えてください。
 - ⑤ 水道管(大阪市の老地区化率 51.8% 産経新聞 2024 年 5 月 11 日=令和 3 年)やガス管など ライフラインや橋梁などの老築化の点検・更新状況を市民に公表し早急に取り組んでください。
 - ⑥ 改正災害救助法では、政令市が道府県に代わって救助の主体になる「救助実施市」制度を定めており、被災者支援の迅速化が期待され12市が指定され、6市が検討中とされている。大阪市は「予定なし」となっていますが、大阪市独自の課題としても位置付け、国に対して申請してください。
 - ⑦ 災害対策基本法が改正され、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されたが、警戒レベル4の「避難指示」と3の「高齢者等避難」について従来の防災マップと共に繰り返し周知してください。
- (2) 地震による防潮堤の沈下・液状化対策の大阪市内の現在の状況を明らかにし、取り組みを強化してください。
- (3) 大阪北港地区では地震によって石油類のタンクが破損するなどして大規模な火災を引き起こ す可能性があります。石油コンビナートの対策を行ってください。
- (4) 原発のmまた原発の積極的活用に方針転換した国に対しても脱原発を求めてください。積極的活用に方針転換した国に対しても脱原発を求めてください。 また関西電力の筆頭株主として原発再稼働に反対し、脱原発を提案してください。
- (5) 「福祉避難所」に指定される施設に宿泊施設が含まれているが、大阪市の指定状況はどうなっているか教えてください
- (6) 学校の統廃合が進められているが、災害時避難所が不足することになり大きな混乱が予想され

るので再検討することを求めます。 小学校や公共施設の統合・廃止などで「災害時避難所」の確保が困難になる。 現時点の避難所数と収容可能人員を明らかにしてください。

- (7) 災害救助法では避難中の人に対して1日3食の食事を提供することが定められているが、その 体制について明らかにしてください。
- (8) 災害時の大阪市避難行動要支援者の名簿作成の状況と支援や安全確認の計画を明らかにしてください。
- (9) 感染症に配慮した災害避難所運営、かつ個人のプライバシー・QOL に配慮した避難所運営を行 うための、大阪市の指針を明らかにしてください。
 - ① ホテルや旅館の活用計画について
 - ② マスク・手洗い用消毒液の準備状況について
 - ③ パーテーション・ダンボールベッドにちついて
 - ④ 体育館のエアコン・換気装置の整備計画について
- (10) 大阪市防災行政無線システムで、市民に密接な区役所、学校、事業所等の固定系260MHz・デジタルMCA無線800MHz・同報系60MHzの役割分担と管理者をお教えください。

4. 住民自治を発展させ、市民のくらしを守るために

- (1) 区政会議
 - ①区政会議を充実させ、現在の行政区の権限や財源を拡充してください。
 - ②区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。
- (2) 区役所業務の民間委託について、費用対効果を含めて検証し、その内容を公開してください。民間 委託開始以降の委託業者名と委託費の推移を区役所別に示してください。
- (3) 区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。
- (4) 区役所によっては 3~4 割近くが非正規職員となっていることから現行体制で災害発生時に対応しきれるものではありません。区役所をはじめとした関係部署の職員を増やしてください。
- (5) 近年増えている線状降水帯による長時間続く豪雨について、防災・減災対策、発生時の対応、市民 周知はどうなっているか教えてください。
- (6) 水道事業の民営化を行わないでください。また浄水場等の統廃合は行わないでください。
- (7) 災害に強い水道にむけた防災・減災計画、復旧対策の強化をしてください。
- (8) 安心・安全は水の提供にむけ水質の監視・検査を強化してください。
- (9) 水は命の源であることから水道料金の引き下げ又は減免制度を復活してください。
- (10) 夏季の上下水道の基本料金を減免してください。
- (11) 市税事務所化で市民は不便になりました。市民の利便性を後退させる行政区のブロック化は行わないでください
- (12) 区役所にある派出銀行は廃止しないでください
- (13) 今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
- (14) 大阪市では「火葬待ち」はないのでしょうか。2040年には死亡者が全国で167万人になると 予想されています。横浜市では平均すると5~6日待ちで斎場を1か所増設するそうです。「火葬 待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。大阪市の現状と今後の計

画をお教えください。

- (15)「新・市政改革プラン」では、取組方針1の幼稚園・保育所・一般廃棄物のゴミ収集業務などの官 民連携の推進はある程度読み取れますが、取組方針2や3は難解です。具体的にどう変わるのか明 らかにしてください(要約を示していただければと思います)
- (16) 大阪市の各種申請書等は元号だけでなく、西暦でも記入できるような書式にしてください

5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を 〜児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉〜

<A 保育行政>

- (1) 感染症拡大防止の一環として、保育職場で働く全職員に検査キットを配布してください
- (2) 民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
- (3) 正規・非正規問わず、保育士欠員の実態を把握し、早急に解消してください大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持っていることを原則条件としてください。
- (4) 災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士制度を創設してください。
- (5) 国の保育士配置基準の改正に伴い4~5歳児25:1とすることを、経過措置を待たず早急に行ってください。国の対応を待たず、大阪市独自の予算で当面1歳児5:1、3歳児15:1をおこなってください。また、配置基準を引き上げることにより、待機児童が増えることがないよう、公立や認可保育施設での新設・増設をおこなってください
- (6) 看護師配置について園の持ち出しなしに、早急にすべての保育所に看護師を配置出来るよう市として財政措置をおこなってください
- (7) 医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、全保育所への看護師配置を行ってください。
- (8) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充してください。大阪市の面積基準は国基準よりも低いため、最低でも国基準としてください。
- (9) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額してください。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配をおこなってください。
- (10)「障害児保育巡回指導講師派遣事業」について、講師を増員、定期的な派遣を実施するなど、必要とする全ての子どもたち、保護者、保育士、民間・公立問わずすべての保育所への支援ができるよう制度の拡充を行ってください。巡回指導員については、心理職の専門家を配置してください。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けてください。
- (11) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行ってください。
 - ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じてください。
 - ② 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにしてください。
- (12) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてくださ

V10

(13) 処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。

<B. 障連協・きょうされん>

障害者 (児)・福祉施策について

- (1) 福祉施設が少なく福祉避難所の協定が進んでいない行政区に対して、市がイニシアチブを取り、支援学校や公共施設等と福祉避難所の協定を結べるように働きかけること。また、福祉避難所の備蓄物資や必要な整備等については、必要な予算措置を講じること。
- (2) 障害福祉サービスの利用者に対して、特別な事情がある場合は65歳を超えても介護保険の認定申請をせず、障害福祉サービスを継続利用することができることを周知(福祉のあらまし、市HPでの公表等)すること。
- (3) 障害児者への福祉的支援の利用料は原則無料にすること。当面、障害者総合支援制度の利用負担はについて、配偶者を有する障害者についても本人の収入だけを基準として利用料を算定すること。また、介護保険に移行した障害者について、新たな利用負担が発生しないようにすること。
- (4) 2024 年度の報酬改定での基本報酬単価の引き下げにより事業運営に大きな支障が生じている。 基本報酬の引き上げも含め、各事業が安定して運営できるよう強く国に働きかけること。
- (5) 大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、土地購入費用及び建物建設費用についても補助対象とすること。
- (6) 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善すること。地域活動支援センターは、他事業につながりにくい方々の居場所機能を有するなど障害当事者にとってはなくてはならない存在であることから、委託料を生活介護事業と同等以上の水準に引き上げること。
- (7) 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じること。
 - ①移動支援の通勤・通学・日中活動の場に移行する際の利用禁止などの支給制限をなくし、必要なサービスを自由に利用できるようにすること。利用対象者を拡大し利用時間制限を撤廃するとともに、通院への利用を制限しないこと。障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるように国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じること。
 - ②ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に整備すること。
 - ③グループホーム入居者への通院介護へルパーは、慢性疾患の通院のみが対象となり、突発的な病気や怪我に対応できないことから、グループホーム利用者が必要に応じて通院にも移動支援を利用できるようにすること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した以降も、障害福祉事業所においては対策が継続されている。かかり増し経費に関する費用の補助を市として実施すること。
- (9) 短期入所(ショートステイ)事業がより利用者の実態に対応したものになるように、大阪市独自の支援策を講じること。緊急利用枠を確保するために空床を確保し、各行政区に利用窓口を設置して利用手続きなどがスムーズに行えるよう支援策を講じること。

<C. 福祉保育労働者>

保育

(1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳

- 児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4~5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営 費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
- (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - (ア) アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児 用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。
 - (イ) 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るように すること。
- (8) 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
- (9) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- (10) 処遇改善Ⅲを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
- (11)コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。
- (12) 保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも 通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを教えてください。
- (13) 職場に対立と分断を産みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を 保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにし てください。

児童養護・乳児院

- (14) 乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
- (15) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
- (16) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を 採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設に おける深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効あ る措置を講じること。
- (17) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員

- を対象とするよう国に要望すること。
- (18) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (19) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、 大阪市として加算額を増額されたい。
- (20)様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。

障害児•者

- (21) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。
- (22) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自 に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
- (23) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (24) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。
 - (ア)障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。 また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
 - (イ)18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
 - (ウ)看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、 大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
 - (エ)入所理由の第 1 位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
 - (オ)小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
 - (カ)サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。 また、大阪市としても補助金を支給すること。
- (25) 障害者共同生活援助(グループホーム)について、以下のことを実現すること。
 - (ア)24 年度報酬改定で支援区分 5、4、3、2 の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
 - (イ)リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置をおこなうこと。
 - (ウ)グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1 で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
 - (エ)求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算をおこなうこと。
- (26) 自立訓練(機能訓練)の職員配置基準は 6 対 1 となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や 日常生活動作訓練など 1 対 1 でおこなうものが多い。訓練を安全かつ効率よくおこなうためには職員配置 基準を 1 対 1 にする必要があるが、まずは 2.5 対 1 以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独 自に職員を加配すること。
- (27) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。
 - (ア)来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。
 - (イ)正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。

- (28) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。
 - (ア)国から 12 名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。
 - (イ)情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の 人件費に充てられるようにすること。
- (29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語 障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を 実施すること。

高齢者施設•在宅介護関係

- (30) すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布してください。
- (31) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。
- (32) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
- (33) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
- (34) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。
- (35) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。
- (36) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、 ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
- (37) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。
- (38) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。
- (39) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
- (40) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

社会福祉協議会

- (41) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
- (42) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。
- (43) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
- (44) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
- (45) 日常生活支援事業(あんしんさぽーと事業)は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性を ふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要 求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
- (46) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配

置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に 働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

<D 大阪市学童保育>

(1) 大阪市の放課後対策として児童いきいき放課後事業と学童保育を両輪として拡充していくこと

6. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

(1) 子どもの貧困対策を充実させること。

「令和 5 年度大阪市子どもの生活に関する実態調査 調査報告書〔大阪市 24 区版〕令和 6 年 3 月大阪市 調査研究受注者 公立大学法人大阪 大阪公立大学」は、「Ⅲ.総合考察」で、「生活保護受給率は前回 3.4%、今回 1.8%、5 歳児でも前回 2.1%、今回 1.4%と下がっている。…就学援助を利用している割合は、前回 20.0%、今回 14.9%と下がっている。」と指摘し、「対応すべき課題」、「具体的な施策」として、「1.就学援助の受給率向上」、「2.教育費および「隠れ教育費」の軽減」をあげています。

- ① 就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。
- ② 「授業料無償」に加え、「修学費無償」(学校に通うために必要な教育費)が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。

教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。

(2) 幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、中学校の35人学級、さらに、小・中学校の30人学級を実現すること。幼稚園、幼稚園型認定こども園を25人学級とすること。

(3) 教職員の業務軽減、「学力向上支援チーム事業」および「研究授業」の負担軽減について

- ① 「教育ブロック指導担当主事」や「スクールアドバイザー」から構成される「支援チーム」が小中学校を定期的に訪問する「学力向上支援チーム事業」について、各学校の研究部が行う「研究授業」とは別の授業支援の内容として行われる、「効果検証授業」(年間3回の授業参観)及び「若手教員(1~5年目、常勤講師等)への直接指導による研修」が、日々の授業準備や校務分掌、研修などで多忙な教員に対して、授業指導案の作成など、さらなる負担を強いている現状がある。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数や若手教員の研修などの負担を減らす措置を速やかにとること。
- ② 各学校での研究授業の取り組みにおいて、「スクールアドバイザーの意見により授業予定日の数日まえに内容が変更され、前日に22時過ぎまで学校に残って授業準備を行った。」、「若手研修の参観授業と学年の研究授業の年間2回の研究授業を行った。」、「学年の研究授業、行政区内の研究授業の年間2回の研究授業授業者を行い、大きな負担だった」など、各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。

また、「学力向上支援チーム事業」などの導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には6~8~一ジ程度(約5000字~約7000字)に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成

を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。加えて、若手研修や行政区内の研究授業(スクールアドバイザー、行政区の研究部等による授業参観・公開授業)が重なると、年に数回の研究授業(授業参観・公開授業)を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。

これらの「研究授業」に関わる大阪市の学校現場での勤務実態は、大阪市教育委員委員会の「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」の方針(1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない。1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない等)や、2024年(令和6年)【「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)】

https://www.mext.go.jp/content/20240524-mxt_zaimu-000035904_1.pdf において示されている、「教師が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、教師の健康福祉を確保するため、11 時間を目安とする『勤務間インターバル』の取組を学校においても進めることが必要である。」(P29)、「『勤務間インターバル』を確保するための取組が促進されるよう、国は、学校の特性も踏まえた留意事項や工夫事例を整理していくことが必要である。」(P30) などの方針に大きく反している。

教員が「11 時間を目安とする勤務間インターバルを確保するため」(P29) に、授業指導案の作成及び授業準備を、時間外勤務で行うことが当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。

③ 大阪市教育委員会の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」(スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員)と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」(実質の「研究授業」)と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証」授業は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている若手教員には大きな負担となっている。これらは「時間外勤務」の抑制や「インターバルタイムの確保」をさらに難しくしている。若手教員への負担を強いる「効果検証」授業を速やかに廃止すること。

(4) 障害児教育について

- ① 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。2024年度の特別支援学級に在籍する子どもの数ならびに特別支援学級の設置数について、説明を求める。
- ② これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級(特別支援学級)での実践の充実を、市教委として進めること。
- ③ 特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
- ④ 特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省2022年4月27通

知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。

- ⑤ 通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
- ⑥ 特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担 当教員を含む教職員に対し、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。
- ⑦ 特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
- ⑧ 次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を 遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別で の学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申 請を十分に尊重して行うこと。
- ⑨ 通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による 指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多 数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
- ⑩ 障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを 専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
- 印 特別支援教育サポーターの増員をすること。
- ⑫ 特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
- ③ 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて 配置すること。
- ④ 障害のある子どもの学校生活や学習に必要な機器や物品の整備を、教育委員会の責任で行うこと。
 - ア. 大阪市立の学校に配備されている「車椅子用階段昇降機」の事故防止のための操作説明研修、安全点検、整備、修理などを教育委員会の責任で行うこと。また、安全点検、整備、修理にかかる費用を全て教育委員会の予算で負担すること。
 - イ.特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常 教室と同様の規模で確保すること。
 - ウ. 通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
- ⑤ 大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
- ⑩ 障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
- ⑰ 障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実

現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。

® 大阪市立の学校に配備されている「車椅子用階段昇降機」の事故防止のための操作説明研修、 安全点検、整備、修理などを教育委員会の責任で行うこと。また、安全点検、整備、修理にか かる費用を全て教育委員会の予算で負担すること。

(5) 学校給食について

- ① 中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
- ② 学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。
- ③ 食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。
- ④ ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
- ⑤ アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。

(6) 子どもの保健と健康に関して

- ① 就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けない こと。検診業者への委託や医師会と連携した実施等を検討すること。
- ② 養護教職員を全校に複数配置すること。
 - ア.「児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配」増となるよう国に要求 すること。
 - イ.「預け加配」を拡大すること。
 - ウ. 再任用短時間勤務の養護教諭枠を拡大すること
 - エ. 中規模~大規模校や新任及び若手養護教諭への支援としての加配を行うこと
- ② 子どもの命と安全にかかわる設備として、保健室と各教室・特別教室等をつなぐインターフォン(内線電話)の設置状況を調査すること。未設置の学校園にはインターフォン(内線電話)を速やかに設置すること。

(7) 女性教職員の権利、代替配置について

- ① 妊娠中の体育実技・負担軽減措置について、妊娠判明時(本人申請)から非常勤講師を必ず配置すること。
- ② 妊娠障害休暇を14日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
- ③ 産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。
- ④ 感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。
- ⑤ 育児部分休業は、府に準じて15分単位にすること。

(8) 学校事務職員について

- ① 学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。産育休の代替は、本務事務職員を配置すること。
- ② 事業を特定した予算配当を廃止して学校維持運営費に集約すること。複雑な執行を簡素化して学校運営に即した事務手続きとすること。
- ③ 学校事務職員に職制を導入しないこと。
- ④ 市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を 「共同学校事務室」 に肩代わりさせないようにすること。

- ⑤ 臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
- ⑥ 学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。

(9) 臨時教職員について

- ① 大阪市の労働条件(給与・待遇など)が講師の任用にも大きく影響している。労働条件の悪化は、正規採用だけではなく、「講師の不足」にも影響して、それが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因かとなっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市で教職員として働きやすい環境を整えること。
- ② 学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」の考え方に基づき講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
- ③ 大阪市での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考テスト」での優遇措置を大幅に拡大すること。
- ④ 現職講師の受験者の採用選考テストの試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を 避けて、夏季休業中(7月21日~8月24日)の平日も含めた期間に実施すること。
- ⑤ 大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
- ⑥ 文部科学省、令和5年5月31日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」(https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf)の方針により、(令和7年度)採用「大阪市教員採用選考テスト」も6月から実施されることになった。5月~6月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について5月~6月の繁忙期避けて行うこと。
- ⑦ 令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。2021年度(令和3年度)採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」を復活させること。
- ⑧ 令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約30%に抑えられている現状を改善し、経験のある現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。
- ⑨ 非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- ⑩ 近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。

(10)デザイン教育研究所について

大阪市が専修学校として直営することになったデザイン教育研究所をさらに充実・発展させる ため、大阪市全体としてデザイン教育のあり方について現場教職員を含めての検討の場を設置し、 検討を開始すること。また、府立となった工芸高校との連携のあり方や共有部分がある建物の問題など、市教委としての明確な運営等の方針を明らかにすること。

さらに、デザイン教育研究所が専修学校として独自性を発揮していくために、高等学校教諭との人事交流を含めた高校教育との持続性についての方針を明らかにすること。

- (11) 学校統廃合や統廃合をすすめる学校選択制をやめること (新婦人)
- (12) 小学校の体育館のエアコン設置を急いでください

7. 公衆衛生・保健・医療行政について

- (1) 公衆衛生の見直しについて
 - ①大阪市に 1 か所しかない保健所のあり方の見直しを要望します。各区ごとの保健所の増所や、 公衆衛生分野の予算を増額してください。
 - ②保健所移転の進捗状況、移転後の業務執行体制について説明してください。
 - ③新型コロナウイルス対策について、2010年6月に厚生労働省に提出された「新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書」で示された提言が生かされたと考えていますか?
 - ④今後の感染症対策の抜本的改革として、患者の受入施設や病院・感染症病床の増設など、公 衆衛生上必要な施設の増設・増員をしてください。
 - ⑤大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。また当面府立 大阪健康安全基盤研究所の機能強化と研究者・研究予算の増額を行ってください。
 - ⑥公衆衛生医師・保健師・検査技師等の専門職の大幅な増員、公衆衛生分野で働く事務職員を増 やすなど公衆衛生分野の強化を行ってください。また、今年度の専門職の採用者数、離職者数 を教えてください
 - ⑦大阪市保健所の「感染再拡大を想定したマニュアル」について、内容を市民・医療従事者に周 知してください。
 - ⑧公的な検査センター、公的な発熱外来センターの設置をしてください 国の長年の医療政策により、医療現場は人手が不足しており、特に医師・看護師不足は深刻な 状況です。そうした中で、自院では発熱者対応が難しい医師でも、公的な検査・発熱外来セン ターが設置された折には、地域医療に少しでも貢献するため出務をしてもよいと考えている医 師(開業医)は少なくありません。急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、 医療機関任せにするのではなく、大阪市として常設の公的検査センター、発熱外来センターを 市内に複数個所設置してください。
 - ⑨緊急時に府民の命と暮らしの救済に応えられる公衆衛生分野の職員配置をしてくださいこの間の新型コロナ対策で人材不足が起こるたびに、外部委託に頼る場当たり的な対応に終始し、医療の基本的知識を理解できていないスタッフの対応で医療現場は混乱を極めました。この事態を打開するためには、保健所職員など公衆衛生分野の市職員を増やすことが必要です。危機管理を経験し教訓を蓄積した人材は今後の大阪市の医療・公衆衛生行政の力に必ずなります。保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めます。今後の新興感染症の拡大に備えるためにも、大阪市の保健所を増設してください。また、当面は各区の保健福祉センターの体制を強化してください。

⑩大阪・関西万博における公衆衛生について、万博協会や万博推進本部等での協議会や分科会で の議論内容や方針を明らかにしてください

(2) 医療費助成制度の拡充

- ① 子ども医療費助成制度の自己負担を撤廃し、完全無料としてください 子ども医療費助成制度は全国の市区町村の 65%以上が自己負担無料となっています。大阪市においても完全無料化してください。また、現在議論されている所得制限撤廃については確実に施行してください。
- ② 妊産婦医療費助成制度の創設してください 妊婦の保険診療における自己負担部分の助成制度は、全国では200を超える市区町村で実施されて います。日本産婦人科医会が2019年に出した提言では「生育基本法が掲げる妊娠期から切れ目の ない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべき」とし「とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要する方々には(略)大変心強い助けになります」と指摘しています。大阪市において妊産婦の医療費助成を創設してください。
- ③ 「重度障がい者医療制度」を拡充してください 大阪府の福祉医療費助成の再編で障がい者・難病患者の医療費助成制度が「重度者」に限定されま した。このことで従来対象者だった中度・軽度の障がい者・難病患者の方は医療費助成制度の対象 から外されました。そもそも障がい者・難病患者の世帯は経済的にも厳しく、医療費助成の対象か ら外されたことでさらに暮らしを追い詰めることになり、影響は非常に大きいものがあります。大 阪市として対象から外された方の調査を至急実施し、現在の重度障害者医療制度を拡充させ、中度・ 軽度の方も助成制度の対象にしてください。
- ④ 75歳以上の患者負担軽減のために老人医療費助成の再構築してください 22年10月1日より75歳以上高齢者の医療費2割負担が実施されました。大阪府は2021年3月を もって老人医療費助成を廃止しましたが、今回の負担増は多くの高齢者に影響を及ぼし、受診抑制 による健康への影響も国会審議で指摘されています。大阪市の高齢者の命と健康を守る上で、高齢 者を広く対象にした老人医療費助成制度の再構築を強く求めます。

(4) 帯状疱疹ワクチン接種の助成制度を創設してください

帯状疱疹は特に 50 代以上が罹患しやすい疾病であり、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で 80 歳までには 3 人に 1 人が発症すると言われています。また、20%の患者が帯状疱疹後神経痛を併発し、長ければ数年以上疼痛に苦しむことになります。

頭部や顔面に帯状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る可能性もあります。帯状疱疹を防ぐにはワクチン接種が有効とされていますが、現在帯状疱疹のワクチンは任意接種です。接種から9年後の時点でも有効性があるとされる不活化ワクチンは計2回で数万円と高額であり、接種を断念する人も少なくありません。経済的な理由からワクチン接種を諦め、病気に罹患することは医療者として看過できません。行政として、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないような施策を要望します。

ので、国の定期接種化と自治体の助成制度が必要です。国への働きかけと大阪市独自の助成制度 を実現してください。

(5) 住吉市民病院跡地の新病院の機能について

住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き

新病院の計画を進めてください。

市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科10床、小児科10床」を設けてください。

(6) 生活保護医療要否意見書に係る返送費を大阪市負担とすること

医療機関に係る医療要否意見書の返送費、返信用封筒および文書作成費等の事務負担が過剰となっています。行政の求めにより応じているため、返送費等は行政が負担すべきです。医療要否意見書の要旨を医療機関に郵送する際に、返信用封筒を同封してください。また、医療要否意見書の返送費は大阪市の負担とし、記載を要する同意見書に同封する返信用封筒は受取人払いとしてください。

(7) 補聴器購入の助成制度を創設すること

府下でも実施自治体が増えている(4月15日現在8市1町、実施予定2市2町)全ての世代の軽・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を国待ちでなく大阪市において創設してください

(8) 歯科医療について

- ① 市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともに、フッ化物 洗口(週1回)に取り組んでください
- ② 妊婦歯科健康診査を近くの医療機関で個別健診として受けられる制度に改善してください。
- ③ 歯周病検診は、満18歳以上のすべての市民と満15歳以上の障がいのある人を対象に年1回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。

(9) 無料低額診療について

- ① 経済的な困窮から重症化してから受診される方が後を絶ちません。2023年の1年間で大阪市内の民医連病院で5人の「経済的事由による手遅れ事例」が報告されています。また経済的な困窮から日々無料低額診療利用についての問い合わせが続いています。就学援助世帯への無料低額診療の案内を行なう(札幌市で先例あり)など、無料低額診療の利用についての案内の幅を広げてください。
- ② 医療で無料低額診療を行っても診療保健調剤薬局での負担が減免する方法がなく、無料低額 診療利用者が処方薬の受け取りで困窮しています。全国的には青森市、高知市、那覇市などで 「無料低額診療事業利用者への調剤費助成」が行われています。大阪市においても同様の制度 を作るなど、無料低額診療利用者が薬を安心して受け取れるよう対策を講じてください

参考⇒青森市ホームページより

「無料低額診療事業」利用者への調剤費助成/青森市 (city.aomori.aomori.jp)

(10) 在留資格のない外国人医療について

2021 年 3 月に名古屋出入国在留管理書で発生した、入管収容施設内で受診の求めに入管が応じず、結果収容されていた外国人が死亡する事件をはじめ、大阪市においても、在留資格のない入管からの被仮放免者、および国民健康保険に加入できない外国人の疾病や外傷に対する治療が

受けられない事案が発生しています。

健康保険がなく高額な医療費が負担されない状況は、生命に危険が及ぶ状態と診断されながら 医療機関での受け入れを断られる事態を生んでいます。人命を救う観点から、これらの方々から の相談は、無料低額診療を行っている医療機関に集中している現状があります。「救命」「人道的 な観点」から、診療に応じた場合、高額な医療費をすべて無料低額診療機関が負担しなければな らない実態があり、大阪市においても措置を講じていただきたいと考えます。

- ① 医療を必要とする仮放免者が、仮放免期間中に医療が受けられるよう健康保険に加入できる 在留資格を出すように国に対して要望すること、在留資格が出せない場合においても、治療を 必要とする場合は「被収容者処遇規則」第30条、第44条の適用対象を拡大し、地方出入国在 留管理局長がその医療費を負担するよう大阪市から国に対し要望してください。
- ② 健康保険資格を得られない移住者・難民及びコロナ禍における帰国困難者の医療を保障する ため全国の自治体で先例のある「外国人未払医療補填制度」について、大阪市において実施し てください。また国に対して「外国人未払い医療補填制度」をどこに住んでいても、どの医療 機関にかかっても対応できるよう、国全体の制度として実施するよう求めてください
- ③ 市立医療機関は、公立医療機関として、保険資格を得られない移民難民及び、帰国困難者に 対する医療の受け皿になってください
- ④ 無料低額診療事業を行う医療機関が、高額な治療費を要する無保険者を受け入れたときは医療費の保険負担相当分を補填する仕組みを作ってください。
- ⑤ 日本語を母国語としない人が適切な医療を受けられ、医療費や生活の相談ができるようにするために、欧米諸国同様の公的医療通訳制度を整えてください。
- (11) 物価高騰により負担が増す医療機関に財政支援をおこなってください。

8. 国民健康保険について

- (1) 今年度の国保料(一人当たり平均・介護含む)は昨年度につづき1割の大幅値上げとなった。 一方、大阪市国保会計は黒字が続いており2023年度末の基金残高は107億円が見込まれる。直ちにこれらの財源を活用し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。
- (2) 完全統一の下でも、府下では基金を原資に全ての国保加入者に現金を給付して、実質負担の軽減に努力している自治体がある。大阪市として負担軽減策を実施すること。

(3) 所得減少減免について

減免申請は国保料の決定通知発送前でも受付けること。申請時期に関わらず年度当初に遡及して 適用すること。昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。

必要書類が急に増え、申請者にとってあまりに負担が大きい。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。

減免適用後の所得状況の変化は、本人からの届け出による把握が原則である(「手引き」p 1 2)。 被保険者にとって負担となる確定申告書控の提出は求めないこと。

確定申告時期まで審査を保留する取扱いは納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること(「手引き」11ページ)。保留する場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。申請者が確定申告書控の提出をきちんと行えるよう、提出期限が近づいた

段階で改めて文書等で徹底すること。確定申告書控の他に所得確認の資料を求めることはやめること。

- (4) 未就学児の均等割軽減を独自で拡充し、18歳まで対象とすること。災害減免を拡充し「事業 所」や「一部損壊」等も対象とすること。
- (5) 減免基準だけでなく、減免事務運用、手引き、Q&Aを府民に公開し、市町村や府民からの要望・意見を反映できる仕組みをつくるよう強く大阪府に求めること。
- (6) 被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること(「納税の猶予等の取扱要領」)。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。
- (7) 傷病出産手当金を創設すること。
- (8) 医療費の一部負担金減免(国保法 44 条減免)について、低所得者への受療権を保障するため、「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること。
- (9) 被保険者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて(指示)」(2020年1月31日付通達)を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。
- (10) 国保料の大幅連続値上げと減免改悪をもたらす府内統一化は中止するよう大阪府に求めること。全国知事会、全国市長会も要望している通り、1 兆円の公費負担増を強く国に求めること。
- (11)保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化すれば、無保険者が生まれ、皆保険制度が根底から覆される。また「資格書」「短期証」の仕組みが廃止されることにより滞納者に対して窓口10割負担を求めることが容易になる恐れがある。2024年秋の保険証廃止は中止するよう国に求めること。
- (12) 2023 年大阪市内の大阪民医連加盟病院で経済的事由による重症化後の受診のため 5 人の方が亡くなられています。そのうち 4 人が、国保加入者・あるいは支払いができないために失業時国保手続きをしていない方々でした。経済的事由・失業等により無保険状態を作らない仕組みの構築を求め以下の①~④の検討を求めます
- ① 支払い能力に応じた国保料とすることを求めます。そのために、全国知事会も求めている、国庫 負担を大幅に増やすことを国に対して強く求めてください。また当面は自治体の一般会計からの 繰り入れ等で国保料を引き下げることを求めます。
- ② 国民健康保険の短期証と資格証明書の発行や被保険者証発行の保留を直ちにやめるよう求めます
- ③ 被用者保険の加入者が退職等により脱退する際に無保険にならない仕組みを構築するよう求めます。 その際国保加入のきっかけが「失業」であることも鑑み、生活納付相談の仕組みも併せて構築するよ

う強く求めます

④ 経済的困窮に対する、国保法 44 条 (一部負担金減免)、77 条 (保険料の減免) の積極的な適用を求めます

9. 生活保護について

- (1) 2020年4月7日の厚生労働省の「事務連絡」にもとづく生活保護行政を徹底してください。
- (2) 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
- (3) 申請権の確立について
- ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利 と義務を説明すること。
- ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
- (4) 扶養義務について
 - ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。また、扶養照会を 行う時は、本人の同意を得て行うこと。
 - ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
- (5) 資産申告書について
 - ①資産申告書提出の強要はしないこと。
 - ②生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
 - ③生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的 に反しない場合は保有を認めること。
 - ④預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
- (6) 住宅扶助について
 - ①住宅扶助基準を元に戻すこと。
 - ②住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。
 - ③実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。
 - ④転居の際の原状回復費用は、一時扶助で支給すること。
- (7) 保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
- (8) 福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所内に監視カメラは設置しないこと。
- (9) ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
- (10)生活保護利用者の人権、生存権を守るために、利用者の意見や要望をしっかり聞き、共に 考えるケースワークが出来るように異常な要員配置基準を見直し、ケースワーカーの大幅 増員を図ること。

10. 介護保険について

① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を 一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市 町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。
- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置 (補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。
- ④ 介護認定結果の遅れによる利用者・家族・介護事業所などに負担がかかる状態が懸念されます。 予算を大幅に引き上げ、認定調査員体制を大幅に改善し、法令で規定されている30日を超え ないようにしてください。
- ⑤ 介護事業所へ物価高騰などへの対応するために、助成金を支給するために、大阪市独自の予算措置をしてください。
- ⑥ 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について
 - イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
 - ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1~5認定者の拡大しないこと。
 - ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの 有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。
 - ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。
- ⑦ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護 予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる ようにすること。
- ⑧ 介護現場の人手不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。
- ⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
- ⑩ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料 化」「要介護 1, 2 の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨て を中止するよう国に働きかけること。
- ① 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電 気料補助制度をつくること。

- ② 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたら し個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。
- ③ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。
- ④ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ 検査キット等の配布を行うこと。
- ⑤ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。
- ⑩ 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。
- ① 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。
- (8) 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。
- ⑨ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、 自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。
- ② 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
- ②介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
- ②障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
- ②障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。
- ②2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

11. 公害・環境行政について

<大気汚染>

(1) 二酸化窒素の環境基準はゾーンで定められており、全局で上位値(1時間値の1日平均値 0.06ppm)を下回るなか、今後は「大阪市環境基本計画」が目標とする下位値(1時間値の1日平 均値 0.04ppm)以下をめざす取り組みが必要である。名実ともに環境基準を「達成」するための目標と計画を示すこと。

- (2) PM2.5の測定体制を充実させるために測定局を増やすこと。船舶からの影響が予測される湾 岸部に新設すること。
- (3) 光化学オキシダントの環境基準未達成が続いており、を全局で達成するための計画と具体的な対策についてしめすこと。
- (4) ディーゼル自動車の規制を国に働きかけるとともに自動車交通量の減少を図ること。
- (5) 国道 43 号の大型車交通量を少なくとも1万台以上減らすために、湾岸線への誘導促進、ロードプライシングの充実を国、阪神高速道路株式会社に働きかけてほしい。大型車を湾岸線に誘導するための対策を国土交通省や警察と連携して実施すること。
- (6) 大阪市自転車活用推進計画に基づき、市内の幹線道路に自転車道の整備をすること。
- (7) 大阪市に、公害・環境資料館を整備してほしい。
- (8) 公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してほしい。
- (9) アスベスト対策を重点課題にすること。専門職の配置やアナライザー(測定器)の無償貸し出しなど今後も建設・解体業者中心に被害が拡大しないような対策が必要と考えるが、市としての考えを示すこと。

<PFAS>

(10) 有機フッ素化合物(PFAS)による河川・地下水の汚染で、環境破壊や健康被害の危険が 社会問題になっています。米国は飲み水の濃度の上限を代表的なPFOSとPFOAで1リットル あたり各4ナノグラムと決めました。(29年適用予定)日本の暫定目標値は計50ナノグラムで す。東淀川区の淀川、神崎川沿いでは高濃度が検出されています(21年調査)。大阪市において も、市民にPFAS汚染の危険性を知らせ今後も継続的に調査し、汚染河川の周辺で希望する人に 血中濃度測定を実施してください。

<公園樹・街路樹伐採>

(11) 市民に説明もなく、納得できる理由も不十分な「木」に「触状」をしただけで、「安全事業」と称して多くの公園樹・街路樹を伐採することは許されません。「木」には歴史があり役割もある生きた植物です。その命を絶つのは住民に犠牲を強いる今の市政に相通じるものを感じます。早急な中止と植樹や剪定を求めます。これ以上の大阪市の「都市格」を低下させることはやめてください。

12. 労働福祉行政の改善を図るために

- (1) 大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上(諸手当などを除いて)、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。
- (2) 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,700 円以上、月 28 万円以上となるように「大阪市公契約条例 (仮称)」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
 - (3) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について

- ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
- ②1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
- ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

13. 女性・子どもに関する要求

- ① ワンストップセンターである性暴力センター・大阪 SACHIKO をひろく市民に知らせてください。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点で性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。市としてワンストップセンターを創設してください。
- ② 「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板な
- ❸ どに掲示し、ひろく市民にしらせてください
- ④ 児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために学校施設の女子トイレ
- 母 個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。
- ⑥ 必要な児童・生徒には生理用ショーツの配布してください。
- ⑦ 養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備してください。
- ⑧ 自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。
- ⑨ 困難な問題を抱える女性を支援する新たな取り組みにおいて、市の基本計画にある「女性相談支援 員による自立までの伴走型支援」を実施するために、女性相談支援員は、対象者の立場に立って中 長期的な伴走型支援の役割が求められます。正規の本務職員の女性相談支援員を増やしてください。
- ⑩ 区役所の窓□などで、心無い言葉で女性が傷つくことのないよう「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性に寄り添い連携していくことを、関係部局に対してしっかり周知してください。